第三条

両締約国政府は、条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たり不可欠な役割を果たしている軍属の範囲を明確にするため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

1　合衆国政府は、両締約国政府が合同委員会に対して作成するよう指示を与える種別に従って、軍属の構成員を認定する。

2　両締約国政府は、また、コントラクターの被用者の職に関し、軍属の構成員としての認定を受けるための適格性を評価する際に合衆国政府が使用する基準について合同委員会に対して作成するよう指示を与える。当該基準は、軍属の構成員としての認定を受ける資格を有する者が任務の遂行上必要とされる技能又は知識を有するように作成される。

第四条

両締約国政府は、また、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確保する仕組み及び手続を強化するため、合同委員会の枠組みを通じて協力する。

第五条

1　両締約国政府は、日本国政府に対し軍属の構成員として認定されたコントラクターの被用者について速やかに通報が行われるよう合同委員会の枠組みを通じて手続を定める。両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請があったときは、当該通報に関し作業部会で協議する。

2　合衆国政府は、第三条に定める指示による基準の作成を受けて、軍属の構成員として認定されているコントラクターの被用者が実際にそのような地位を得る資格を有していることを確保するため、当該コントラクターの被用者についての制度化された定期的な見直しのための手続を定め、及び維持する。

3　両締約国政府は、軍属に関する定期的な報告のため、第二条に規定する作業部会を通じて手続を定める。合衆国政府は、当該報告を日本国政府に対して提供する。

第六条

両締約国政府は、この協定の実施に関連して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、地位協定第二十五条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第七条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。

3　2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年一月十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岸田文雄

アメリカ合衆国政府のために
キャロライン・ケネディ

○経済産業省告示第四号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、尾張仏具を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　伝統的工芸品の名称

尾張仏具

二　伝統的な技術又は技法

1　仏像にあっては、次の技術又は技法によること。

(一)　木取りは、「木割法」による寸法決めとすること。

(二)　仏体の彫刻は、次のいずれかによること。

(イ)　寄木造りのものにあっては、荒木取り及び木寄せしたものを「荒取り」、「小造り」及び「内刳り」をした後、「仕上げ」をすること。

(ロ)　一木造りのものにあっては、荒木取りしたものを「荒取り」及び「小造り」をした後、「仕上げ」をすること。

(三)　塗装（木地にカヤ、ビャクダン又はクスノキを使用しているものに係る場合を除く。）は、精製漆を手塗りし、「立塗り」、「呂色塗り」、「摺り漆塗り」又は「変り塗り」とすること。

(四)　彩色する場合は、「極彩色」、「木地彩色」又は「箔彩色」とすること。

(五)　蒔絵する場合は、「消粉蒔絵」又は「研ぎ出し蒔絵」とすること。

2　木魚にあっては、次の技術又は技法によること。

(一)　整形は、ノミや鉋を用いること。

(二)　中彫りは、「中彫りノミ」を用いて内部を刳り抜くこと。

(三)　音付けは、「音付けノミ」を用いて調整すること。

(四)　塗装は、精製漆を手塗りし、「立塗り」、「呂色塗り」、「摺り漆塗り」又は「変り塗り」とすること。

(五)　彩色する場合は、「極彩色」、「木地彩色」又は「箔彩色」とすること。

(六)　蒔絵する場合は、「消粉蒔絵」又は「研ぎ出し蒔絵」とすること。

3　木花にあっては、次の技術又は技法によること。

(一)　型取りは、「型紙」又は「矩計」を用いること。

(二)　茎の軸曲げは、「さく割り」又は「熱間曲げ」によること。

(三)　荒彫りは、すくい彫りをすること。

(四)　金箔置き仕上げ又は箔彩色仕上げの場合は、箔下に精製漆を手塗りすること。

(五)　塗装は、精製漆を手塗りし、「立塗り」、「呂色塗り」、「摺り漆塗り」又は「変り塗り」とすること。

(六)　彩色する場合は、「極彩色」、「木地彩色」又は「箔彩色」とすること。

(七)　蒔絵する場合は、「消粉蒔絵」又は「研ぎ出し蒔絵」とすること。

4　木製仏具又は神具（仏像、木魚、木花を除く。）にあっては、次の技術又は技法によること。

(一)　型取りにおいては「型紙」又は「矩計」を用い、組立は「ほぞ組み」による組立式とすること。

(二)　塗装は、精製漆を手塗りし、「立塗り」、「呂色塗り」、「摺り漆塗り」又は「変り塗り」とすること。

(三)　金箔置き仕上げ又は箔彩色仕上げの場合は、箔下に精製漆を手塗りすること。

(四)　彫刻は、ノミ又は彫刻刀などによる手彫りをすること。

(五)　彩色する場合は、「極彩色」、「木地彩色」又は「箔彩色」とすること。

(六)　錺金具製作は、「毛彫り」、「打出し」又は「地彫り」によること。

(七)　蒔絵する場合は、「消粉蒔絵」又は「研ぎ出し蒔絵」とすること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

1　仏像にあっては、次の原材料を使用すること。

(一)　木地は、マツ、ヒノキ、カヤ、ビャクダン又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。

(二)　漆は、天然漆とすること。

2　木魚にあっては、次の原材料を使用すること。

(一)　木地は、クスノキ、クワ、ケヤキ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。

(二)　漆は、天然漆とすること。

3　木花にあっては、次の原材料を使用すること。

(一)　木地は、マツ、ヒノキ、サワラ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。

(二)　漆は、天然漆とすること。

4　木製仏具又は神具（仏像、木魚、木花を除く。）にあっては、次の原材料を使用すること。

(一)　木地は、マツ、ヒノキ、ケヤキ、キリ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。

(二)　漆は、天然漆とすること。

(三)　飾り金具は、銅若しくは銅合金又はこれらと同等の材質を有する金属製とすること。

四　製造される地域

愛知県　名古屋市　一宮市　瀬戸市　春日井市　津島市　刈谷市　犬山市　江南市　小牧市　稲沢市　東海市　大府市　知立市　尾張旭市